

福岡県医発第2100号（地）

平成18年2月24日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



母子健康手帳の様式の改正について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より日本医師会を通じて別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本件は、「予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号）」が公布され、また、日本産科婦人科学会による「妊娠高血圧症候群」の定義・分類が改めたこと等に伴い、母子健康手帳の様式を改正する旨の通知であります。

つきましては、本件の趣旨をご理解いただき、貴会関係会員への周知方につきましてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、改正省令の施行期日は、平成18年4月1日となっておりますが、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際、現にある改正省令による改正前の様式による用紙につきましては、当分の間これを取り繕って使用することができることを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂



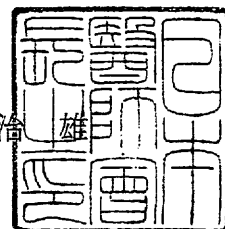
日医発第958号（地Ⅲ205）

平成 18 年 2 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

植 松 浩 雄



母子健康手帳の様式の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、「予防接種法施行令の一部を改正する政令」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令」が公布され、また、日本産科婦人科学会による「妊娠高血圧症候群」の定義・分類が改められたこと等に伴い、母子健康手帳の様式が改正されたものであります。

今回の改正のうち母子保健法施行規則様式第3号の改正にかかる部分につきましては、別添1のとおり、平成18年1月30日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令」が公布されました。また、任意記載事項（様式の作成例）につきましても、別添2～13のとおり改正が行われました。

なお、改正省令の施行期日は、平成18年4月1日となっておりますが、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際、現にある改正省令による改正前の様式による用紙につきましては、当分の間これを取り繕って使用することができることとしております。

また、省令様式及び任意記載事項部分の改正につきましては、厚生労働省健康局結核感染症課及び同省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課及び職業家庭両立課と協議済みとのことであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





雇児母発第0130001号
平成18年1月30日

社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、「予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号）」が公布され、また、日本産科婦人科学会による「妊娠高血圧症候群」の定義・分類が改められたこと等に伴い、母子健康手帳の様式を改正することとし、別紙のとおり各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴会におかれましても、今回の母子健康手帳の様式の改正について、貴会会員に周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。



雇児母発第0130001号
平成18年1月30日

各〔都道府県
政令市
特別区〕

母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長



母子健康手帳の様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段のご配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

さて、母子健康手帳につきましては、「予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）」及び「予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第127号）」が公布され、また、日本産科婦人科学会による「妊娠高血圧症候群」の定義・分類が改められたこと等に伴い、改正することとしております。

このうち母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）様式第3号（以下「省令様式」という。）の改正にかかる部分については、この度、別添1のとおり、平成18年1月30日に「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第10号。以下「改正省令」という。）」が公布されましたので通知いたします。

なお、改正省令の施行期日は、平成18年4月1日としておりますので、同日以降、各市区町村において交付する母子健康手帳のうち省令様式に係る部分については、改正省令による改正後の母子健康手帳の様式による必要があることから、各市区町村においても平成18年4月1日以降に交付する母子健康手帳の改正に遺漏なきようお願いいたします。（なお、改正省令附則第2項により、経過措置として、改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしております。）

また、母子健康手帳の様式の作成例として示している省令様式以外の部分（50頁以降。以下「任意記載事項」という。）についても、下記のとおり改正を行うこととした

ので、各市区町村において、平成18年4月1日以降に交付する母子健康手帳に、適宜、その内容を反映させるよう併せてお願いいたします。

なお、省令様式及び任意記載事項部分の改正につきましては、当省健康局結核感染症課、当省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課及び職業家庭両立課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 省令様式（49頁まで）に係る部分

以下のとおり改める（別添1参照）

- ・ 27頁、31頁、37頁、46頁及び47頁を改める。

2. 任意記載事項（様式の作成例）（50頁以降）に係る部分

- ・ 51頁を別添2のとおり改める。
- ・ 53頁を別添3のとおり改める。
- ・ 56頁を別添4のとおり改める。
- ・ 60頁を別添5のとおり改める。
- ・ 62頁を別添6のとおり改める。
- ・ 71頁を別添7のとおり改める。
- ・ 76頁を別添8のとおり改める。
- ・ 78頁を別添9のとおり改める。
- ・ 81頁を別添10のとおり改める。
- ・ 82頁を別添11のとおり改める。
- ・ 83頁を別添12のとおり改める。
- ・ 84頁を別添13のとおり改める。



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令(法務七)

○母子保健法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一〇)

〔規 則〕

○会計検査院法施行規則及び会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則(会計検査院二)

〔告 示〕

○地域再生計画の変更を認定した件(内閣府二〇)

○工事担任者の養成課程を認定した件(総務六三)

○情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録に関する件(同六四、六五)

○電子署名及び認証業務に関する法律第十条第一項に規定する認定認証業務の廃止に関する件(総務・法務・経済産業二)

○原戸籍の一部が滅失した件(法務四七)

○貧困農民支援に関する日本国政府とザンビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務四八)
○貧困農民支援に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同四九)
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約のニカラグア共和国による批准に関する件(同五〇)
○テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約のカンボジア王国による批准に関する件(同五一)

○民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約のセントビンセント及びグレナディーン諸島による承継に関する件(同五二)
○住宅金融公庫法第二十七条の二第三項の規定に基づき、主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を定める件(財務・国土交通一)

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める精神障害及び程度の一部を改正する件(厚生労働九)

○保安林の指定をする件(農林水産一〇六)

○保安林の指定施設要件を変更する件(同一〇七、一〇九)

○保安施設地区の指定をする件(同一一〇、一一一)

○電気事業法第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関を登録した件(経済産業一一)
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件(国土交通一九一)

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(同一九二)

○都市計画に関する件(同一九三)
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件(同一九四、一九五)
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件(同一九六、一九七)

○大阪内港船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する件(海上保安庁二三)

○大阪南港船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する件(同二四)

○船舶気象通報規程の一部を改正する件(同二五)

○道路に関する件(東北地方整備局八)

○道路に関する件(関東地方整備局二七)

○都市計画に関する件(同二八)

○都市計画に関する件(中部地方整備局六)

○都市計画に関する件(近畿地方整備局一三)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

人事院 法務省

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成十七年不動産鑑定士試験第三次試験合格者(国土交通省土地鑑定委員会)

〔資 料〕

建築着工統計調査報告(概要)(平成十七年十月分)(国土交通省)

〔公 告〕

諸事項

官庁

F-15用偵察システムの提案要求書受領手続に関する説明会、財団、投資顧問業者営業保証金取戻し関係裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係会社その他

省令

○法務省令第七号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年一月三十日

法務大臣 杉浦 正健

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

別表石岡手形交換所の項を削る。

附則

この省令は、平成十八年二月六日から施行する。

○厚生労働省令第十号

母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年一月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

母子保健法施行規則の一部を改正する省令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号（二十七日）三十一ページ及び三十七ページ中「ジフテリア・百日せき・破傷風混合（DPT）」を「ジフテリア・百日せき・破傷風・白喉・破傷風混合（DPT）」と改める。

様式第三号（二十七日）三十一ページ及び三十七ページ中「ジフテリア・百日せき・破傷風混合（DPT）」を「ジフテリア・百日せき・破傷風・白喉・破傷風混合（DPT）」と改める。

様式第三号（二十七日）三十一ページ及び三十七ページを次のように改める。

ワクチンの種類 Vaccine	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician	備考 Remarks
ポリオ (Oral Polio Vaccine)	第1期			
	第2期			
麻疹 [はしか] Measles				
風しん Rubella				
日本脳炎 Japanese Encephalitis				
時期	1回	接種年月日 Y/M/D (年齢)	メーカー/ロット Manufacturer/ Lot. No.	接種者署名 Physician
	2回			
第1期追加				

※車庫内で予防接種を受けた場合は、それが分かるように備考欄もしくはその他の予防接種欄に記入してください。

—47—

附則

1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

規則

○会計検査院規則第二号

会計検査院法施行規則及び会計検査院事務局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年一月三十日

会計検査院長 大塚 宗春

会計検査院法施行規則及び会計検査院事務局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

(会計検査院法施行規則の一部改正)

第一条 会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「以下法」というを「以下「法」という」に改め、「第十四条」の下に「又は第八条第一項」を加える。

第八条中「前任の」を「検査官の合議によりあらかじめ定められた」に「代つて」を「代わつて」に改め、同条に次の一項を加える。

院長は、前項の規定により院長の職務を行う検査官が定められたときは、その氏名を官報で公示するものとする。

(会計検査院事務局事務分掌及び分課規則の一部改正)

第二条 会計検査院事務局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 院長に代わつてその職務を行う検査官を定める合議に関すること

附則

告示

○内閣府告示第二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七條第一項の規定に基づき、平成十七年七月十一日内閣府告示第二百六十八号をもって公示した地域再生計画の変更を認定したので、同法第七條第二項において準用する同法第五條第七項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年一月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 地域再生計画の変更を認定した日 平成十八年一月二十三日

二 地域再生計画の作成主体の名称 群馬県及び高崎市並びに群馬県吾妻郡長野原町及び嬬恋村

三 地域再生計画の名称 火山との共生をめざす地域再生計画

四 地域再生計画の区域の範囲 群馬県吾妻郡長野原町及び嬬恋村の全域並びに高崎市の区域の一部（旧倉沢村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 基本方針（地域再生法第四條第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。） 地域再生のための交付金の活用（三の三③）

このページは学校等における健康の記録などを保護者自身で記入してください。

保護者の記録【7歳以降】

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	そ の 他
		. kg	. cm	

予 防 接 種 の 記 録

予 防 接 種 の 種 類	接種年月日	備 考
ジフテリア・破傷風（第2期）		
日本脳炎（第2期）		

かかった主な病気（※）

病 名	年 月 日 (年齢)	備 考

※ この欄には、既にかかっている主な病気（リウマチ、糖尿病、腎炎、先天性心疾患、川崎病など）も記入しましょう。

- 51 -

改
正
案

このページは学校等における健康の記録などを保護者自身で記入してください。

保護者の記録【7歳以降】

年 月 日	年 齢	体 重	身 長	そ の 他
		. kg	. cm	

予 防 接 種 の 記 録

予 防 接 種 の 種 類	接種年月日	備 考
B C G （いずれもツベルクリン 反応陰性の場合）	1 回	
	2 回	
ジフテリア・破傷風混合（2期）		
日本脳炎	2 期	
	3 期	

かかった主な病気（※）

病 名	年 月 日 (年齢)	備 考

※ この欄には、既にかかっている主な病気（リウマチ、糖尿病、腎炎、先天性心疾患、川崎病など）も記入しましょう。

- 51 -

現
行

ったおりもの・強い頭痛・めまい・はきけ・嘔吐・つわりで衰弱がひどい・イライラしたり、動悸がはげしく、不安感が強い・今まであった胎動を感じなくなったとき、など

◎薬の影響について

妊娠中の薬の影響については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師及び薬剤師から十分説明を受け、適切な用量・用法を守りましょう。

分娩時の薬剤の使用についても同様に、事前に十分な説明を受けましょう。

◎たばこと酒の害から赤ちゃんを守りましょう。

妊娠中の喫煙は、胎児の発育を遅延させ、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られています。

妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、お父さんなど周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙をやめましょう。

また、アルコールも胎盤を通過しやすく、胎児の発育に影響を及ぼします。

妊娠したら、飲酒は控えましょう。

◎歯の衛生

むし歯や歯周病などの病気は妊娠中に悪くなりやすいものです。歯みがきなど口の中の清潔に十分心がけるとともに、つわりの時期が終わったら、歯の健診を受けましょう。歯科医師にかかるときは、妊娠中であることを話してください。

◎妊娠後半期（妊娠20週（第6月）以降）の注意

妊娠後半期に起こりやすい障害のうち、特に注意しなければならないのは貧血と妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）であり、どちらも胎児の発育に影響し、母体を弱めることがあります。しかし、軽いうち

- 53 -

改
正
案

ったおりもの・強い頭痛・めまい・はきけ・嘔吐・つわりで衰弱がひどい・イライラしたり、動悸がはげしく、不安感が強い・今まであった胎動を感じなくなったとき、など

◎薬の影響について

妊娠中の薬の影響については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師及び薬剤師から十分説明を受け、適切な用量・用法を守りましょう。

分娩時の薬剤の使用についても同様に、事前に十分な説明を受けましょう。

◎たばこと酒の害から赤ちゃんを守りましょう。

妊娠中の喫煙は、胎児の発育を遅延させ、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙は乳幼児突然死症候群（SIDS）と関係することが知られています。

妊婦自身の禁煙はもちろんのこと、お父さんなど周囲の人も、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙をやめましょう。

また、アルコールも胎盤を通過しやすく、胎児の発育に影響を及ぼします。

妊娠したら、飲酒は控えましょう。

◎歯の衛生

むし歯や歯周病などの病気は妊娠中に悪くなりやすいものです。歯みがきなど口の中の清潔に十分心がけるとともに、つわりの時期が終わったら、歯の健診を受けましょう。歯科医師にかかるときは、妊娠中であることを話してください。

◎妊娠後半期（妊娠20週（第6月）以降）の注意

妊娠後半期に起こりやすい障害のうち、特に注意しなければならないのは貧血と妊娠中毒症であり、どちらも胎児の発育に影響し、母体を弱めることがあります。しかし、軽いうち

- 53 -

現
行

◎貧血予防のために

貧血を防ぐためには、毎日、栄養のバランスのとれた食事をきちんととることが大切です。そして良質のたんぱく質、鉄、ビタミンなどを多く含む食品、つまり、卵・肉類・レバー・魚介類・大豆類(豆腐、納豆など)・緑黄色野菜類・果物・海草(ひじきなど)を上手にとり入れましょう。

◎妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)の予防のために

妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)の予防のためには、睡眠・休養を十分にとり、過労をさけ、肥満を防ぐことです。主食類、砂糖、菓子類はひかえめにし、脂肪の少ない肉や魚、そのほか乳製品、豆腐、納豆など良質のたんぱく質や、野菜、果物を適度にとり、塩味はうすくするようにしましょう。

◎神経管閉鎖障害の発症リスク低減のために

妊婦の健康と胎児の健全な発育のためには、多様な食品を摂取することにより栄養のバランスを保つことが必要ですが、二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発生を減らすためには、葉酸の摂取が重要であることが知られています。

葉酸は、ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜や、いちご、納豆など、身近な食品に多く含まれています。日頃からこうした食品を多くとるように心がけましょう。

※ 神経管閉鎖障害とは、赤ちゃんができてくる初期の段階で形成される脳や脊髄のもととなる神経管と呼ばれる部分がうまく形成されず、きちんとした管の形にならないことに起因して起こる障害であり、遺伝などを含めた多くの要因が複合して発症するものです。二分脊椎では、生まれたときに、腰部の中央に腫瘍があるものが最も多く、重篤な場合には下肢の麻痺を伴うものもあります。また、脳に腫瘍のある脳腫瘍や脳の発育ができない無脳症などもあります。

◎体重のふえ方に注意して

妊娠すると嗜好が変わって、急に甘いものが食べなくなったり、つわりが終わると日ごとに食欲のでる人がいます。食

- 55 -

改正案

◎貧血予防のために

貧血を防ぐためには、毎日、栄養のバランスのとれた食事をきちんととることが大切です。そして良質のたんぱく質、鉄、ビタミンなどを多く含む食品、つまり、卵・肉類・レバー・魚介類・大豆類(豆腐、納豆など)・緑黄色野菜類・果物・海草(ひじきなど)を上手にとり入れましょう。

◎妊娠中毒症の予防のために

妊娠中毒症の予防のためには、睡眠・休養を十分にとり、過労をさけ、肥満を防ぐことです。主食類、砂糖、菓子類はひかえめにし、脂肪の少ない肉や魚、そのほか乳製品、豆腐、納豆など良質のたんぱく質や、野菜、果物を適度にとり、塩味はうすくするようにしましょう。

◎神経管閉鎖障害の発症リスク低減のために

妊婦の健康と胎児の健全な発育のためには、多様な食品を摂取することにより栄養のバランスを保つことが必要ですが、二分脊椎などの神経管閉鎖障害の発生を減らすためには、葉酸の摂取が重要であることが知られています。

葉酸は、ほうれん草、ブロッコリーなどの緑黄色野菜や、いちご、納豆など、身近な食品に多く含まれています。日頃からこうした食品を多くとるように心がけましょう。

※ 神経管閉鎖障害とは、赤ちゃんができてくる初期の段階で形成される脳や脊髄のもととなる神経管と呼ばれる部分がうまく形成されず、きちんとした管の形にならないことに起因して起こる障害であり、遺伝などを含めた多くの要因が複合して発症するものです。二分脊椎では、生まれたときに、腰部の中央に腫瘍があるものが最も多く、重篤な場合には下肢の麻痺を伴うものもあります。また、脳に腫瘍のある脳腫瘍や脳の発育ができない無脳症などもあります。

◎体重のふえ方に注意して

妊娠すると嗜好が変わって、急に甘いものが食べなくなったり、つわりが終わると日ごとに食欲のでる人がいます。食

現行

- 56 -

しょう。 2 妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので日頃から協力を求めましょう。 3 母乳が赤ちゃんにとってよいことはよく知られていますが、母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合にはできるだけ母乳で育てるようにしましょう。 SIDSとは、それまで元気であった乳幼児（主に1歳未満の乳児）が睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気で、窒息などの事故によるものとは違います。 原因はあまりわかりませんが、上述の1から3の点を日頃から心がけることで、この病気の発生を減らせることがわかっていますので、赤ちゃんの健康を守るために積極的に実行しましょう。 さらに詳しく知りたい場合は、都道府県の母子保健担当、保健所、市町村保健センターやかかりつけの医師などに相談しましょう。 ◎揺さぶられっ子症候群に気をつけましょう。 未発達な脳に出血を生じさせ、脳の障害を起こす場合がありますので、新生児や6か月以下の赤ちゃんを強く揺さぶることは避けましょう。 ◎お産の前に、産科医の紹介を受けるなどして、小児科医などから指導を受けておくと、育児に対する不安などを相談する機会になるでしょう。 ◎妊娠中から産後にかけては、イライラしたり、動悸がはげし	改 正 案
しょう。 2 妊娠中や赤ちゃんの周囲で、たばこを吸わないようにしましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので日頃から協力を求めましょう。 3 母乳が赤ちゃんにとってよいことはよく知られていますが、母乳の出方には個人差がありますが、母乳が出る場合にはできるだけ母乳で育てるようにしましょう。 SIDSとは、それまで元気であった乳幼児（主に1歳未満の乳児）が睡眠中に何の前ぶれもなく亡くなってしまう病気で、窒息などの事故によるものとは違います。 その数は、生まれてきた赤ちゃん約2000人に対して1人となっています。 原因はあまりわかりませんが、上述の1から3の点を日頃から心がけることで、この病気の発生を減らせることがわかっていますので、赤ちゃんの健康を守るために積極的に実行しましょう。 さらに詳しく知りたい場合は、都道府県の母子保健担当、保健所、市町村保健センターやかかりつけの医師などに相談しましょう。 ◎揺さぶられっ子症候群に気をつけましょう。 未発達な脳に出血を生じさせ、脳の障害を起こす場合がありますので、新生児や6か月以下の赤ちゃんを強く揺さぶることは避けましょう。 ◎お産の前に、産科医の紹介を受けるなどして、小児科医などから指導を受けておくと、育児に対する不安などを相談する機会になるでしょう。 ◎妊娠中から産後にかけては、イライラしたり、動悸がはげし	現 行

育児のしおり

これからのページには育児の上で保護者の方に心得ておいて頂きたい事柄を記しております。ぜひ参考にしてください。

ゆっくり、ゆったりを心がけるのが育児のコツです。赤ちゃん時代は個人差が大きいもの。よその赤ちゃんとの違いをあまり気にし過ぎないようにしましょう。

育児には、楽しいことも苦しいこともあり、苦楽がつきものと考えましょう。

毎日の育児は、心や身体を通常よりとても多く使うものです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養をできるだけとって、何より健康であるよう心がけましょう。

心配な時は遠慮せずに医師や保健師に相談してください。保健所や市町村保健センターなどでは電話相談も受け付けています。

保健師、助産師などによる新生児訪問指導なども利用しましょう。

お母さんに比べると、お父さんは親になった実感がなかなかわかないものですが、子育てはお母さん一人ではできません。子育てはお母さんまかせ、というのではなく、二人で育てるという気持ちを持つことが大切です。お父さんも、おむつを換えたり、お風呂に入れたり、あやしたりなど、積極的に子育てに参加しましょう。

母親が育児不安に陥る最大の原因は、孤立することです。ですから、お母さんをひとりぼっちにせず、精神的に支え、いたわることが大切です。普段は育児にかかわれなくても、お母さんによく話し、二人で育てていくのだという意識を持つことが大切です。

乳児期

○ 1～2か月頃の赤ちゃんが、おむつのよごれ、空腹以外で

改正案

- 62 -

育児のしおり

これからのページには育児の上で保護者の方に心得ておいて頂きたい事柄を記しております。ぜひ参考にしてください。

ゆっくり、ゆったりを心がけるのが育児のコツです。赤ちゃん時代は個人差が大きいもの。よその赤ちゃんとの違いをあまり気にし過ぎないようにしましょう。

育児には、楽しいことも苦しいこともあり、苦楽がつきものと考えましょう。

毎日の育児は、心や身体を通常よりとても多く使うものです。お母さん・お父さんにとっても、心と身体の健康が一番大切です。心と身体をいたわり、休養をできるだけとって、何より健康であるよう心がけましょう。

心配な時は遠慮せずに医師や保健師に相談してください。保健所や市町村保健センターなどでは電話相談も受け付けています。

お母さんに比べると、お父さんは親になった実感がなかなかわかないものですが、子育てはお母さん一人ではできません。子育てはお母さんまかせ、というのではなく、二人で育てるという気持ちを持つことが大切です。お父さんも、おむつを換えたり、お風呂に入れたり、あやしたりなど、積極的に子育てに参加しましょう。

母親が育児不安に陥る最大の原因は、孤立することです。ですから、お母さんをひとりぼっちにせず、精神的に支え、いたわることが大切です。普段は育児にかかわれなくても、お母さんによく話し、二人で育てていくのだという意識を持つことが大切です。

乳児期

○ 1～2か月頃の赤ちゃんが、おむつのよごれ、空腹以外で

現行

- 62 -

乳幼児期の栄養

◎ 母乳栄養と人工栄養

赤ちゃんの栄養は母乳が基本です。なるべく母乳で育てるように心がけましょう。母乳が足りないときや、お母さんの仕事の都合によっては、人工乳（粉ミルク）を足したり、人工乳だけになります。粉ミルクのつくり方は、製品によってきめられた通りの濃さに溶かすことが大切です。飲む量は赤ちゃんによって個人差がありますから、むりに飲ませることはしないでください。よろこんで飲み、体重が順調に増えているなら心配ありません。

◎ 離乳

お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、ドロドロした半流動食を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやして幼児食に近づけていくことを離乳といいます。ドロドロした食物を与えはじめるのは、5 か月になった頃が適当です。

◎ 離乳の進め方の目安

区 分	離乳前期	離乳中期	離乳後期	離乳完了期
月 齢 (月)	5~6	7~8	9~11	12~15
回 離乳食回	1~2	2	3	3
回 母乳・育児用ミルク回	4~3	3	2	※
調 理 形 態	ドロドロ状	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきで噛める固さ
一回当たり量	I 穀類 (g)	つぶしかゆ 30 → 40	全 が ゆ 50 → 80	全かゆ (90→100) 軟飯 90 → 硬飯 80
	II 卵 (個)	卵 黄 2/3以下	卵黄・全卵 1 → 1/2	全 卵 1/2 → 2/3
	又は豆腐 (g)	25	40→50	50
	又は乳製品 (g)	55	85→100	100
	又は魚 (g)	5→10	13→15	15
	又は肉 (g)		10→15	18
	III 野菜・果物 (g)	15→20	25	30→40
1日当たり量・砂糖 (g)	各 0~1	各 2~2.5	各 3	各 4

※牛乳やミルクを1日300~400ml

乳幼児期の栄養

◎ 母乳栄養と人工栄養

赤ちゃんの栄養は母乳が基本です。なるべく母乳で育てるように心がけましょう。母乳が足りないときや、お母さんの仕事の都合によっては、人工乳（粉ミルク）を足したり、人工乳だけになります。粉ミルクのつくり方は、製品によってきめられた通りの濃さに溶かすことが大切です。飲む量は赤ちゃんによって個人差がありますから、むりに飲ませることはしないでください。よろこんで飲み、体重が順調に増えているなら心配ありません。

◎ 離乳

お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、ドロドロした半流動食を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやして幼児食に近づけていくことを離乳といいます。ドロドロした食物を与えはじめるのは、5 か月になった頃が適当です。その前に薄めた果汁やスープをあけて、お乳以外の味に慣れさせます。

◎ 離乳の進め方の目安

区 分	離乳前期	離乳中期	離乳後期	離乳完了期
月 齢 (月)	5~6	7~8	9~11	12~15
回 離乳食回	1~2	2	3	3
回 母乳・育児用ミルク回	4~3	3	2	※
調 理 形 態	ドロドロ状	舌でつぶせる固さ	歯ぐきでつぶせる固さ	歯ぐきで噛める固さ
一回当たり量	I 穀類 (g)	つぶしかゆ 30 → 40	全 が ゆ 50 → 80	全かゆ (90→100) 軟飯 90 → 硬飯 80
	II 卵 (個)	卵 黄 2/3以下	卵黄・全卵 1 → 1/2	全 卵 1/2 → 2/3
	又は豆腐 (g)	25	40→50	50
	又は乳製品 (g)	55	85→100	100
	又は魚 (g)	5→10	13→15	15
	又は肉 (g)		10→15	18
	III 野菜・果物 (g)	15→20	25	30→40
1日当たり量・砂糖 (g)	各 0~1	各 2~2.5	各 3	各 4

※牛乳やミルクを1日300~400ml

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	生後6か月未満(1回)	生後6か月未満
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔を置いて2回	生後3～18か月
ジフテリア・百日せき・破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを3～8週間隔で3回 1期追加：生後3～90か月未満 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを1期初回終了後、6か月以上の間隔を置いて1回 2期：11歳、12歳 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回	生後3～12か月 初回接種終了後12～18か月後 11歳
麻しん(はしか)・風しん	1期：生後12～24か月未満 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回 ※) 2期：5歳以上7歳未満で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを1回	
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回 1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳～13歳未満 (1回)	3歳 4歳 9歳

※)麻しん(はしか)及び風しんの予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

改
正
案

◎予防接種を受ける時期：次の表を参考にしてください。

予防接種の種類	法律等で定められている期間・回数	望ましい時期
BCG	生後6か月未満(1回)	生後6か月未満
ポリオ	生後3～90か月未満 6週間以上の間隔を置いて2回	生後3～18か月
ジフテリア・百日せき・破傷風	1期初回：生後3～90か月未満 ※) 3～8週間隔で3回 1期追加：生後3～90か月未満 ※) 1期初回終了後、6か月以上の間隔を置いて1回 2期：11歳、12歳 DT(ジフテリア・破傷風混合)ワクチンを1回	生後3～12か月 初回接種終了後12～18か月後 11歳
麻しん(はしか)	生後12～90か月未満 (1回) ※※)	生後12～15か月
風しん(三日はしか)	生後12～90か月未満 (1回)	生後12～36か月
日本脳炎	1期初回：生後6～90か月未満 1～4週間隔で2回 1期追加：生後6～90か月未満 1期初回終了後、おおむね1年後に1回 2期：9歳～13歳未満 (1回) 3期：14歳、15歳 (1回)	3歳 4歳 9歳 14歳

※)通常、DPT(ジフテリア・百日せき・破傷風混合)ワクチンを接種します。百日せきにかかったことが明確な場合は、DTワクチンを接種します。

※※)麻しん(はしか)の予防接種は、1歳になったらできるだけ早めに受けるようにしましょう。

現
行

◎ 妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）などに対して
妊産婦が次の病気にかかり、入院が必要な場合、医療費
が支給されます。

妊娠高血壓症候群（妊娠中毒症）、糖尿病、貧血、產科出血、心疾患

- ◎ 未熟児に対して
からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院などが必要な場合、公費で医療が受けられます。
- ◎ 小児慢性特定疾患に対して
次の病気にかかった場合、公費で医療が受けられます。また、日常生活用具が支給されます。

惡性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、內分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神經・筋疾患、慢性消化器疾患

- ◎身体障害児に対して
公費で身体の障害についての医療が受けられます。また
補装具が支給されます。

いずれの事業も、病気の内容や所得などに応じて制限がありますので、保健所などに相談してください。

現行

- ◎ 妊娠中毒症などに対して
妊産婦が次の病気にかかり、入院が必要な場合、医療費
が支給されます。

妊娠中毒症、糖尿病、貧血、產科出血、心疾患

- ◎ 未熟児に対して
からだの発育が未熟なまま生まれた新生児で、入院などが
必要な場合、公費で医療が受けられます。

- ◎ 小児慢性特定疾患に対して
次の病気にかかった場合、公費で医療が受けられます。また、日常生活用具が支給されます。

惡性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、內分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液疾患・免疫疾患、神經・筋疾患、慢性消化器疾患

- ◎ 身体障害児に対して
公費で身体の障害についての医療が受けられます。また
補装具が支給されます。

いずれの事業も、病気の内容や所得などに応じて制限がありますので、保健所などに相談してください。

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎産前・産後の健康管理

・妊産婦（妊娠中及び出産後1年を経過しない女性）は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができます。

○妊娠23週までは4週に1回

○妊娠24週から妊娠35週までは2週に1回

○妊娠36週以後出産までは1週に1回

ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。

・妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流・早産等の症状などに対応する措置が含まれます。

*医師などから母体又は胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード」（別記様式。拡大コピーをして用いることができます。）をご利用ください。

◎産前・産後・育児期の労働

・妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・妊産婦は、重量物を取り扱う業務などの一定の有害な業務への就業が制限されています。

・妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に替わることができます。

改正案

- 81 -

働く女性・男性のための出産、育児に関する制度

◎産前・産後の健康管理

・妊産婦（妊娠中及び出産後1年を経過しない女性）は、事業主に申し出ることにより、次の保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができます。

○妊娠23週までは4週に1回

○妊娠24週から妊娠35週までは2週に1回

○妊娠36週以後出産までは1週に1回

ただし、医師や助産師の指示でこれを上回ることもあります。

・妊産婦が医師などの指導を受けた場合には、その指導事項を守ることができるよう、事業主は、勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講じなければなりません。

これらの措置には、妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわりや切迫流・早産等の症状などに対応する措置が含まれます。

*医師などから母体又は胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝達するために「母性健康管理指導事項連絡カード」（別添様式）をご利用ください。

◎産前・産後・育児期の労働

・妊産婦は、事業主に請求することにより、時間外労働、休日労働、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・妊産婦は、重量物を取り扱う業務などの一定の有害な業務への就業が制限されています。

・妊娠中は、事業主に請求することにより、他の軽易な業務に変わることができます。

現行

- 81 -

・1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。

◎産前・産後の休業

・産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。

・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができません。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認めた業務については、本人の請求により、就業させることができます。

・妊娠、出産、産休取得を理由とした解雇は禁止されています。

◎育児休業など男女労働者の育児のための制度

・子が1歳に達するまでの間（特別な理由がある場合には子が1歳6か月に達するまでの間）は、事業主に申し出ることで、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。

*父親の育児休業について

妻が専業主婦である場合には、労使協定の定めにより、育児休業を取得できない場合があります。

しかし、この場合であっても、少なくとも産後8週間は育児休業を取得することができます。

・事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

○短時間勤務制度

○フレックスタイム制

○始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

○所定外労働の免除

○託児施設の設置運営、育児費用の援助措置

なお、1歳（1歳6か月まで育児休業が取得できる場合にあっては1歳6か月）以上の子を養育する労働者については、これらの措置の代わりに育児休業に準ずる措置を講ずること

- 82 -

改

正

案

・1歳未満の子を育てる女性は、事業主に請求することにより、1日2回少なくとも各30分の育児時間をとることができます。

◎産前・産後の休業

・産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は、事業主に請求することにより、休業することができます。

・産後8週間は、事業主は、その者を就業させることができません。ただし、産後6週経過後に医師が支障がないと認めた業務については、本人の請求により、就業させることができます。

◎育児休業など男女労働者の育児のための制度

・子が1歳に達するまでの間、事業主に申し出ることで、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。

なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業をとることができます。

*父親の育児休業について

配偶者がいわゆる専業主婦である場合には育児休業の対象から除外する旨の労使協定が締結されていても、配偶者が負傷・疾病などにより子を養育することが困難である場合や、配偶者が6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定である場合、産後8週間を経過していない場合などには、専業主婦の配偶者も育児休業をとることができます。

・事業主は、3歳未満の子を養育する男女労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。

○育児休業に準ずる措置

○短時間勤務制度

○フレックスタイム制

- 82 -

現

行

も差し支えありません。

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇をとることができます。

・育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取り扱いは禁止されています。

以上の問い合わせ先 各都道府県労働局雇用均等室

◎育児等のために退職した方への再就職支援

・育児等により退職し、将来的に再就職を希望する方に対し、情報提供、再就職セミナー、再就職に向けたプラン作りの支援などを実施しています。

なお、フレイフレネット (<http://www.2020net.jp>) においても再就職準備のための情報を提供しています。

問い合わせ先 財団法人21世紀職業財団

◎出産育児一時金・出産手当金など

・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先 勤務先、社会保険事務所、健康保険組合 など

◎育児休業給付

・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%相当額の育児休業給付が支給される制度があります。

問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）

- 83 -

○始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

○所定外労働の免除

○託児施設の設置運営、育児費用の援助措置

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、1年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。

・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇をとることができます。

以上の問い合わせ先 各都道府県労働局雇用均等室

◎出産育児一時金・出産手当金など

・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。

問い合わせ先 勤務先、社会保険事務所、健康保険組合 など

◎育児休業給付

・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%相当額の育児休業給付が支給される制度があります。

問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）

- 83 -

改
正
案

現
行

別添13

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

産 婦 主 婦

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏 名	妊 娠 週 数	週 分 娩 予 定 日	年 月 日
-----	---------	-------------	-------

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指導項目	講 導 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊婦悪阻			休養（入院加療）
妊婦貧血	Hb 9g/dl以上 11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb 9g/dl未満		休養（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休養（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休養（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休養（自宅療養又は入院加療）
妊婦浮腫	軽 症		負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を維持される作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休養（入院加療）
妊婦高血圧症候群（妊婦中重症）	高 血 圧	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（入院加療）
	高 血 圧	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（入院加療）
妊娠前から持っている病状（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（自宅療養又は入院加療）

改
正
案

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

平成 年 月 日

産 婦 主 婦

医療機関等名

医師等氏名

印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏 名	妊 娠 週 数	週 分 娩 予 定 日	年 月 日
-----	---------	-------------	-------

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指導項目	講 導 措 置
つわり	症状が重しい場合		勤務時間の短縮
妊婦悪阻			休養（入院加療）
妊婦貧血	Hb 9g/dl以上 11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb 9g/dl未満		休養（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽 症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重 症		休養（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊娠22週未満）			休養（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊娠22週以後）			休養（自宅療養又は入院加療）
妊婦中重症	高 血 圧	軽 症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を維持される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（入院加療）
	高 血 圧	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（入院加療）
	高 血 圧	軽 症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（入院加療）
妊娠前から持っている病状（妊娠により症状の悪化が見られる場合）		軽 症	負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
		重 症	休養（自宅療養又は入院加療）

現
行